

令和6年7月25日
教育局教職員課

報道関係者各位

公立学校教職員の懲戒処分について

このことについて、本日の教育委員会で決定され、本日付けで処分をしましたのでお知らせいたします。

記

1 交通違反（人身加害事故・暴走運転）

(1) 小学校（村山地区） 教諭 （50歳代、女） [減給10分の1 1月]

- ・ 令和6年2月、山形市内において、私用のため自家用車を運転中、赤信号により停止する際に、車内に置いていた携帯電話の着信に気を取られ十分なブレーキ操作を行わず、停車中の前方車両に衝突し、そのはずみで前方車両がさらに一台前方の車両に衝突し、相手方に頸椎捻挫の傷害を負わせた。

(2) 中学校（置賜地区） 講師 （50歳代、女） [戒告]

- ・ 令和6年4月、川西町内において、帰宅のため自家用車を運転中、制限速度40km/hのところを70km/hで走行して検挙された。

2 処分年月日

令和6年7月25日

【問い合わせ先】

教育局教職員課 課長補佐（総括・行政給与担当）

横山 範和

電話 023-630-2563

報道監

教育局長 庄司 雅人